

熊本市自治基本条例の一部改正について

熊本市自治基本条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市自治基本条例の一部を改正する条例

熊本市自治基本条例（平成 2 1 年条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 6 章 区におけるまちづくり（第 3 5 条・第 3 6 条）」

を

「第 6 章 区におけるまちづくり（第 3 5 条・第 3 6 条）」

第 7 章 危機管理（第 3 6 条の 2 ） 」

に、「第 7 章」を「第 8 章」に、「第 8 章」を「第 9 章」に、「第 9 章」を「第 1 0 章」
に改める。

第 2 4 条を次のように改める。

第 2 4 条 削除

第 2 8 条中「未成年」を「1 8 歳未満」に改める。

第 9 章を第 1 0 章とし、第 8 章を第 9 章とし、第 7 章を第 8 章とし、第 6 章の次に
次の 1 章を加える。

第 7 章 危機管理

第 3 6 条の 2 市民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時に
は、相互に助け合うよう努めます。

2 市長等は、市民及び関係機関との連携、協力及び相互支援のもと、災害等から市
民の生命、身体及び財産の安全を確保するよう、危機管理体制の構築に努めるとと

もに、災害等の発生時には迅速かつ的確に対応します。

3 市民、市議会及び市長等は、協働により災害等からの復旧復興に取り組みます。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(提出理由)

危機管理に関する規定の拡充等をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。